道路施設のアスベスト対策

国土交通省道路局地方道・環境課道路環境調査室
課長補佐　小池（こいけ）　昭広（あきひろ）

1 はじめに

昨年，アスベストによる重篤な健康被害が社会問題として大きく取り上げられ，政府の「アスベスト問題への当面の対応」がとりまとめられたことから，道路施設におけるアスベストの使用状況について道路管理者等に調査を依頼したところ，道路に関連する建築物への吹付けアスベスト等の使用，各種のアスベスト含有資材の使用のほか，土木構造物への吹付けアスベスト等の使用事例や，試験的な施工としてアスファルト舗装にアスベストが含有されていた事例が判明いたしました。

この結果を踏まえ，学識経験者・専門家を委員とした「道路施設アスベスト対策検討委員会」が開催され，道路関連施設におけるアスベストの使用状況，アスベストの分類ごとの対応方針，今後の対応のあり方などを「道路施設におけるアスベスト対策について」としてとりまとめていただいたところです。

本稿では，道路施設のアスベスト対策として，委員会報告書の概要を紹介いたします。

なお，本稿の記述のうち，委員会報告書の内容について原文を参照しなくてもご理解いただけるように，また紙数の都合もあり，表のアレンジや個所名の省略をいたしました。委員会の議事要旨と報告書等については，文末に記載する道路局ホームページに公開されておりますので，詳しい内容は，こちらで確認していただくようにお願い致します。

2 報告書の構成

道路施設アスベスト対策検討委員会の報告書は，平成17年12月に「道路施設におけるアスベスト対策について」としてとりまとめられました。

報告書の構成は，冒頭にアスベストについて解説し，本文では最初にアスベスト関係法令として「労働安全衛生法（石綿障害予防規則）」「大気汚染防止法」「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を概説しています。次に，建築物における吹付けアスベスト等に関する各種政府調査と，それらと整合を図りながら実施した道路関連施設に係る調査との関係について整理しています。

調査結果については，「吹付けアスベスト等使用建築物」「吹付けアスベスト等使用道路構造物」「アスベスト含有資材」「アスベスト含有舗装」に分けて，使用状況と対策状況が報告されています。そして，道路関連施設ごとに飛散防止・ばく露防止の対策・対応方針をまとめ，最後に法令遵守や記録の作成，巡回・点検など道路管理上必要な今後の対応を示しています。

3 道路関連建築物における吹付けアスベスト等の状況

道路関連建築物は，除雪ステーションや管理事務所，高速道路のサービスエリアの棟や料金所などの施設で，国土交通省の各地方整備局等が管理する直轄国道における2,205施設，および道路公団民営化により発足した各高速道路株式会社の管理する高速道路における4,032施設について吹付けアスベスト・アスベスト含有吹付けロックウールの使用状況を調査しました。その結果は，平成17年12月20日現在（**表－1**）のとおりです。

表－1　道路関連建築物における吹付けアスベスト等の状況（施設数）

	直轄国道	高速道路	計
措置済み	3	83	86
今後対策を実施	14	59	73
詳細調査中	15	0	15
計	32	142	174

施設の種類・使用部位ごとに対策状況を見ると，サービスエリアのレストラン棟や料金所など多数の方が接する部位についてはすべて除去・封じ込め等の措置が講じられており，今後対策を実施する予定の施設は，ほとんどが電気室や機械室など立ち入りが限定された部位を有するものとなっています。最終的にはすべて除去されますが，それまでの間は，封じ込め・囲い込みの措置が講じられます。

なお，一つの施設に複数の使用部位がある場合には，すべての部位の措置が終了するまで「今後対策を実施」の施設として計上しています。

4 道路関連土木構造物における吹付けアスベスト等の状況

道路関連土木構造物における，吹付けアスベスト・アスベスト含有吹付けロックウールの使用状況については，平成17年12月20日現在３例が報告され，その概略は**表－2**のとおりです。大気中のアスベスト濃度を測定したところ，３例とも大気汚染防止法で規定されているアスベストを使用する工場等の敷地境界基準（10本/*l*）を下回っていましたが，除去工事を実施することとしています。

なお，「石綿障害予防規則」「大気汚染防止法」は，屋外に設置されている構造物を対象としていませんが，報告書では，解体・撤去時において，これらの関連規定を準用して措置することとされています。

5 道路関連アスベスト含有資材

道路施設におけるアスベスト含有資材の用途情報については，「既存建築物における石綿使用の事前診断監理指針（社団法人日本石綿協会）」などから製造会社を選定し，ヒアリング調査を実施するなどの情報収集を行いました。

その結果，保温材・断熱材・耐火被覆材として飛散性の資材が主に建築物に使用され，トンネル内装化粧板・遮音壁として非飛散性の資材が主に土木構造物に使用されていることが判明しました。これらの用途情報は，報告書および参考資料に記載されています。

表－2　道路関連土木構造物における吹付けアスベスト等の状況

使用個所	種　　類	目　　的	措置状況
1.鉄道を跨ぐ人道橋の床版下側	アスベスト含有吹付けロックウール	人道橋に設置されたロードヒーティングの効果を高めるため	鉄道横断部以外は除去完了。 鉄道横断部の除去については，関係機関と工法等の協議中。
2.地下道天井部	吹付けアスベスト	不明	一時封鎖し除去完了。 交通解放済み。
3.ヘッドライトを遮光する目的で設置したトンネルの内側	吹付けアスベスト	防音材として	応急対策実施済。除去工事の工法，交通規制等について関係機関と協議中。

報告書では，道路管理者に対して，用途情報に基づく使用状況の把握・記録・状態の監視・計画的な除去を促すこととされています。

6 アスベスト含有舗装

アスベスト含有舗装については，道路管理担当職員やOB，業界関係者へのヒアリングなどから，昭和40～55年頃に，アスファルトの耐摩耗性の向上等を目的として試験的または限定的に施工されていたことが判明しました。

工事記録から，全国17路線22カ所での施工が確認され，残存状況を確認するために全個所で補修履歴の調査と採取したコアの分析が行われました。その概略は**表－3**のとおりです。

表－3　アスベスト含有舗装の調査結果

含有位置	表層のみ	表層以外のみ	表層かつ表層以外	調査時はなし	計
個所単位	2	10	2	8	22
路線単位	2	6	2	7	17

（注）　1路線で複数の個所に施工している場合があります。

表層に含有が確認された個所では大気中のアスベスト濃度を測定し，すべての個所において大気汚染防止法で規定されているアスベストを使用する工場等の敷地境界基準（10本/*l*）を下回っていることが確認されましたが，今後の劣化等による飛散を予防するためオーバーレイ舗装による封じ込めが実施され，平成17年12月27日現在ですべて措置済みとなっています。

7 おわりに

アスベスト問題につきましては，関係法令を遵守し政府全体の対応と整合を図りつつ，安全・安心な対策を実施する必要があります。道路局においては委員会の報告書を受けて，道路管理者のアスベスト対策の推進を促すため，「道路施設におけるアスベストの取り扱いについて（平成18年1月12日道路局長通知）」を発出したところです。

人道橋床版下側

地下道天井（密閉措置作業状況）

遮光トンネル全景

各道路管理者におかれましては，使用状況の把握，飛散防止・ばく露防止策の推進，巡回・点検等の体制の整備，情報の共有などにいっそう努めていただきますよう，お願い致します。

また，除去工事等の実施に当たって交通規制等が必要となる場合には，道路利用者および関係機関にご迷惑をおかけすることになりますが，ご理解とご協力をお願いする次第です。

国土交通省道路局ホームページ　http : //www.mlit.go.jp/road/

TOP→道路 IR→審議会・委員会→道路施設アスベスト対策検討委員会